

町では、不幸にして交通事故に遭い、被害を受けた方や、遺族へのお見舞いを目的とした「市町村交通安全共済」の加入を推進しています。

平成25年度の加入申し込みは、各区長(班長隣組長)を通じて2月中旬から3月上旬にかけて行います。加入を希望する方は、会費を添えてお申し込みください。なお、区長への申し込み間に合わなかったときや、加入者に都合がある場合等は、生活環境課、またはお近くの郵便局へ直接お申し込みください。また、各世帯に配付されるパンフレットをよく読んでお申し込みください。

対象 ①寄居町に居住し、住民登録をしている方 ②加入資格者の被扶養者で、修学のため町外に転出している方

会費(年額) 一般900円、中学生以下(平成25年4月1日現在で中学生以下)500円

共済期間 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの1年間

※4月1日以降の申し込みについては申込日の翌日から平成26年3月31日まで

対象となる交通事故 ①国内の道路上で起きた自動車、バイク、自転車等による衝突、接触、転落、転倒などの事故。または歩行中にこれらの車両にはねられたり、ひかれたりした事故。②踏切道における電車等との接触、衝突、その他の事故

対象とならない事故 ①バス等の乗降中における事故 ②作業用特殊自動車で作業中の事故 ③幼児用乗用具(玩具)による自損事故 ④地震、洪水、津波等の天災による事故 ⑤無免許運転、飲酒運転等の違法行為による事故 ⑥歩行中、交通事故以外の不注意による事故 ⑦電車、飛行機、船舶、ケールカー、ロープウェイ、リフト等の事故

問い合わせ/生活環境課 ☎581・2121 内線222へ。

万一に備えて！ 交通安全共済会員に！

新農業委員を紹介します

1月17日付けで町の新しい農業委員会委員20人が就任されました。選挙により選ばれた15人と、団体等から推薦され町長が選任した5人の計20人で構成されています。

「農地法」等の法令に基づき今後3年間、秩序ある農地の確保と有効利用に向けた業務を行っていただきます。

選出区分	氏名	区	推薦団体等
選挙による委員(届出順)	押田 廣光	用土4	ふかや農業協同組合 埼玉北部農業共済組合 北武蔵用土土地改良区 寄居町議会
	保泉 美昭	露梨子	
	大澤 博	男衾下郷	
	堀口 義夫	今市	
	松澤 孝	谷津	
	麦屋 定信	上平・下小路	
	坂本 義則	上の原	
	新井 勇作	山居	
	松本 幹雄	用土7	
	芝崎 亨	用土9	
	森田 貞夫	赤浜	
	茂木 邦男	菅原	
	吉田 董	末野3	
福島 實	南飯塚		
柴崎 正夫	上組		
委員による	高橋徳太郎	用土8	ふかや農業協同組合
	飯島 実	用土10	埼玉北部農業共済組合
	田島 兵作	用土7	北武蔵用土土地改良区
	大久保博幸	赤浜	寄居町議会
	島田 誠	中町	

問い合わせ/農業委員会(農林課内、☎581・2121内線407、408)へ。

受け付けています！ 小規模修繕契約希望者登録制度

平成24年4月から始まったこの登録制度は、町が発注する小規模な修繕・工事のうち、入札参加資格審査申請(入札参加願)のない方でも契約することができる「小額で内容が簡易な契約」を希望する方を登録し、町内の小規模事業者の受注を拡大しようとするものです。申請は随時受け付けています。

審査には『建設業法』に基づく経営事項審査などが不要で、簡単な手続きで登録ができます。登録を希望する方は、財務課に備え付けの「申請案内」により申請書などを作成して提出してください(「申請案内」は町公式ホームページからもダウンロードできます)。

登録できる方 町内に住所を有する個人・町内に主たる事業所を有する法人

※入札参加資格申請(建設工事)を提出している場合は登録できません。

時間 午前8時30分～午後5時15分(正午～午後1時を除く)

場所 財務課(役場3階)

申請方法 持参または郵送

資格有効期間 平成26年3月31日まで

提出書類 申請書、添付書類についての詳細は「申請案内」をご覧ください。

その他 物品売買、建築施設維持管理等の入札参加資格審査申請も2月15日(金)まで受け付けています。詳しくは本誌1月号をご覧ください。また「建設工事」「建設工事に係る設計・調査・測量」「土木施設維持管理」については、受付を終了しています。

問い合わせ/財務課 ☎581・2121内線322、324)へ。

年金お祝い金

第2号被保険者の届け出について

第2号被保険者(厚生年金保険や共済組合に加入している方)に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者は、第3号被保険者として国民年金に加入することになります。加入手続きは、第2号被保険者の勤務先を経由して行うこととなります。

なお、国民年金保険料は、第2号被保険者の加入している年金制度が負担しますので、ご自分で納める必要はありません。

※第3号被保険者に該当したときの届け出以外に、第2号被保険者が転職や退職したとき、住所に変更があったときにも届け出が必要です。

問い合わせ 熊谷年金事務所 ☎522・5158、または保険年金課 ☎581・2121 内線112)へ。

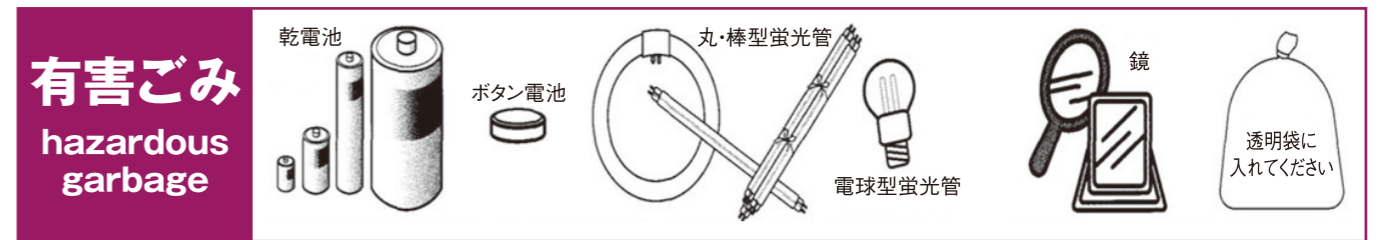
※問い合わせの際は、年金番号・住所・氏名・生年月日を確認させていただきます。また、熊谷年金事務所への問い合わせ件数が多く、電話がつながりにくい場合がありますのでご了承ください。

こんなとき	被保険者種別	届け出先
・第2号被保険者が退職したとき ・第2号被保険者の扶養から外れたとき ・第2号被保険者と離婚したとき ・第2号被保険者が65歳になったとき	第3号→第1号	住所地の市町村
・本人(第3号被保険者)が就職して厚生年金や共済組合に加入したとき	第3号→第2号	本人の勤務先
・配偶者である第2号被保険者の加入する被用者年金制度が変わったとき(たとえば厚生年金から共済組合加入)	第3号→第3号(種別は変わりませんが届け出が必要です)	第2号被保険者の勤務先
・本人(3号被保険者)の住所が変わったとき		第2号被保険者の勤務先

有害ごみを収集します！

有害ごみの出し方・収集場所

町では年2回(10月、3月)有害ごみの収集を行っています。有害ごみとは家庭から出る乾電池、蛍光灯、鏡など、通常のゴミとは異なる処理が必要なものをいいます。取り扱いに注意が必要なごみですので、収集日、収集場所をご確認のうえ、収集にご協力ください。



出し方(注意事項)

種類ごとに分別し、透明袋に入れてください。蛍光灯は箱、ケースから取り出してください。棒型蛍光灯は、透明袋に入る長さのものは入れ、長いものはひも等で上下を止めてください。電子体温計はボタン電池のみ収集します、本体は燃えないごみとして出してください。白熱球(電球)は燃えないごみです。その他、各地区のルールに従ってください。

有害ごみ・可燃粗大ごみ等収集場所

区	収集場所	
市街地	本町 本町会館	
	中町 山喜屋前不燃物収集所、中町会館	
	栄町 栄町会館	
	武町 武町会館	
	茅町 茅町会館	
	花町 花町会館	
	西部	六供 六供公会堂、旧寄居保育所駐車場
		常木 常木区民会館
		菅原 菅原公会堂(菅原公園)
		本宿 本宿集会所
末野2 竹原踏切横集積所		
末野3 末野コミュニティセンター(末野神社隣のごみ集積所)		
末野4 末野コミュニティセンター(末野神社隣のごみ集積所)		
金尾 金尾公会堂		
風布 元風布分校跡地		
本村 本村公会堂		
桜沢		岩崎 岩崎公園不燃物収集所
		中小前田 中小前田公会堂
	山崎 桜沢コミュニティセンター前	
用土	南飯塚 南飯塚公会堂(みこし小屋隣可燃物集積所)	
	上組 上組公会堂	
	用土1 用土1区公会堂、グリーンガーデン寄居寮・ホンダ	
	用土2 寄居町農業ふれあいセンター	
	用土3 用土3区公会堂	
	用土4 用土4区公会堂	
	用土5 用土5区公会堂	
	用土6 用土6区公会堂	
	用土7 用土7区公会堂	
	用土8 用土8区公会堂	
	用土9 用土9区公会堂	
	用土10 用土10区公会堂	
用土11 用土11区公会堂		
用土12 用土12区公会堂		

区	収集場所
折原	折原上郷 上郷公会堂
	折原下郷 下郷集積所
	上平下小路 上平・下小路公会堂
	立原 立原公民館
	秋山 旧秋山公民館
	三品 立ッ板橋脇不燃物収集所
	平倉 平倉公会堂
	山居 山居公会堂
	栃谷 栃谷公会堂
	五ノ坪 中島板金前不燃物収集所
鉢形	木持 木持公民館不燃物収集所
	上の町 上の町公民館
	内宿 内宿公民館
	関山 関山歩道橋下不燃物収集所
	上の原 上の原公民館
	立ヶ瀬 立ヶ瀬区公民館
	露梨子 露梨子公会堂
	保田原 セントラルモーターズ東不燃物収集所
	小園 元蚕共同飼育所脇不燃物収集所
	三ヶ山 三ヶ山第1集積所
男衾	男衾下郷 下郷公会堂
	塚越 塚越集落センター
	伊勢原 伊勢原公会堂
	谷津 谷津不燃物収集所
	蔵田 蔵田不燃物収集所
	中郷 中郷不燃物収集所
	男衾上郷南 上郷南公会堂
	男衾上郷北 上郷北公会堂
	赤浜 八幡神社
	塚田 塚田集落センター
牟礼 大字牟礼字金井地内ごみ集積所	
今市 高蔵寺会館	
鷹ノ巣 鷹ノ巣不燃物収集所	
西古里 西古里集会所	

※菅原、末野3、末野4、南飯塚については、カッコ内が可燃粗大ごみの収集場所になっており、有害ごみの収集場所と異なりますのでご注意ください。

問い合わせ/生活環境課 ☎581・2121内線221)へ。